

高知県立図書館の管理運営に関する規則の一部改正の概要

1 改正の目的

高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築による新たな図書館が整備されることに伴い、両図書館が共通する業務を一体的に行うことから、図書館の利用に関する規定等、必要な改正をするものです。

2 改正の内容

- (1) 利用者が図書館内で同時に利用できる書庫内の資料数について、現在、図書等「10点以内」としているところ、市民図書館の資料の数と合わせて「20点以内」に改めます。
- (2) 利用カードの交付、有効期間、更新、返却、紛失、再交付、登録内容に変更があった場合の届出等、現在、『高知県立図書館利用規程』に規定している利用カードに関することを規定します。
- (3) 団体に対して館外貸出しをすることのできる資料を「図書等」としているところ、視聴覚資料等のその他の資料も含め「資料」に改めます。
- (4) 資料等の弁償方法について、様々な事例に対応できるように「その他館長が定める方法」を加えるとともに、規則規定事項に違反したことにより生じた損害についても同様とすることを規定します。
- (5) 「利用時間」、「休館日等」は、条例の一部改正を行い、条例に規定したことから、削除します。
- (6) 「入館の制限等」は、高知市に事務の委託を行うことから、削除します。
- (7) その他、条建て、号建て及び文言の整理等、所要の改正を行います。

3 施行期日

平成30年7月24日（オーテピア高知図書館の開館予定日）